

**改正**

昭和37年5月18日規則第9号  
昭和39年4月1日規則第24号  
昭和39年5月1日規則第7号  
昭和47年3月29日規則第7号  
昭和49年4月1日規則第6号  
昭和51年1月1日規則第1号  
昭和55年7月21日規則第28号  
昭和57年5月1日規則第24号  
平成6年4月1日規則第15号  
平成10年4月1日規則第19号  
平成14年12月30日規則第66号  
平成17年4月1日規則第23号  
令和4年3月24日規則第9号

千歳市観光施設条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、千歳市観光施設条例（平成6年千歳市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

**第2条** 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、キャンプ場使用申込書（第1号様式。以下「使用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用期間の制限)

**第3条** 観光施設（以下「施設」という。）は、同一の者が引き続き7日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収)

**第4条** 条例第7条第1項の使用料は、条例第4条第1項の承認と同時に徴収する。

(使用料の減免)

**第5条** 条例第7条第3項の規定による使用料の減免は、次に掲げるところによる。

(1) 市又は国若しくは他の地方公共団体が主催する行事で、市長が特に必要と認める場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

2 使用料の減免額は、その都度市長が定める。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用申込書にその旨を記載しなければならない。

(使用料の還付)

**第6条** 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設を使用する者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額に相当する額

(2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。 市長が認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、キャンプ場使用料還付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

**第7条** 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 自然環境の保全に努め、立木竹を破損し、又は損傷しないこと。

(4) 騒音を発する等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) キャンプ場敷地を不当に占拠しないこと。

(6) その他施設の職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。

(破損等の届出)

**第8条** 使用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(職員の立入り)

**第9条** 使用者は、管理上の必要から職員が使用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

(指定管理者による管理)

**第10条** 条例第13条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、第2条及び第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 条例第16条第1項の規定により指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第5条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項各号及び同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
- 3 条例第16条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第6条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和37年5月18日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和39年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和39年5月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和47年3月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和49年4月1日規則第6号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和51年1月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和55年7月21日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和57年5月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成6年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成10年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**附 則** (平成17年4月1日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市観光施設条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**附 則** (令和4年3月24日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市観光施設条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式（第2条、第5条関係）

キャンプ場使用申込書

※太枠内を記入してください。

車両ナンバー					年 月 日	管理人 確認印	
氏 名 (団体名)		住 所			電話 ( ) —		
使 用 者 区 分		人 数	単 価	宿泊数	使用料	備 考	
日 帰 り	市 内 在 住 者	大 人		—			
		小・中学生		—			
		未就学児童 (4歳以上)		—			
		未就学児童 (4歳未満)	—	—	—		
	市 内 在 住 者 以 外 の 者	大 人		—			
		小・中学生		—			
		未就学児童 (4歳以上)		—			
		未就学児童 (4歳未満)	—	—	—		
宿 泊	市 内 在 住 者	大 人					
		小・中学生(20人以上の教育キャンプを除く。)					
		小・中学生(20人以上の教育キャンプ)					
		未就学児童 (4歳以上)					
		未就学児童 (4歳未満)	—	—	—		
	市 内 在 住 者 以 外 の 者	大 人					
		小・中学生(20人以上の教育キャンプを除く。)					
		小・中学生(20人以上の教育キャンプ)					
		未就学児童 (4歳以上)					
		未就学児童 (4歳未満)	—	—	—		
合 計				人	円		
減免申請	無	有	千歳市観光施設条例施行規則第5条第1項第 号の規定による使用料の減免				

注 条例第16条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「第5条第1項第号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する第5条第1項第号」と修正の上使用するものとする。

第2号様式（第6条関係）

キャンプ場使用料還付申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

千歳市観光施設条例第8条ただし書の規定により次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認 年月日番号	年 月 日 第 号		
使 用 日	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
還付申請の 理 由			
還付申請額	既納使用料	還付率	還 付 額
	円		円
備 考			
決			
裁			

※ 太枠内を記入してください。